

全国実業団ボウリング連盟規約

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この組織は、全国実業団ボウリング連盟【ALL JAPAN BUSINESSMAN'S BOWLING FEDERATION (略称「ABBF」) 以下「連盟」という。】という。

(事務局)

第 2 条 この連盟の事務局を東京都に置く。

(構成)

第 3 条 この連盟は、全国各都市単位で登録された法人・団体（以下団体という）をもって組織する。ただし、都市単位の実情に応じ、理事会の承認を得て、分割することができる。全国都市単位の各支部間の親睦を深めるために、都道府県連合及びブロック協議会を組織することができる。

第2章 目的と事業

(目的)

第 4 条 この連盟は、ボウリング競技を健全に普及発展させると共に、企業間の交流を深め「明るく楽しいボウリング」を通じ、心身の向上に努めることを目的とする。

(事業)

第 5 条 この連盟は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 主催競技会の計画立案と実施に対する活動
- (2) 連盟及び都道府県連合及び支部又はブロック協議会が主催又は主管する競技会の公認と褒賞
- (3) 連盟の諸規定の制定、改廃に関する事項
- (4) ボウリング関係諸団体との交流親善
- (5) 連盟及びボウリングに関する広報活動
- (6) 各種ボウリングに関する情報提供
- (7) その他目的達成に必要な事業

第3章 加盟と資格喪失

(加盟手続)

第 6 条 この連盟に加盟する団体は、法人名、所在地、加盟希望人数、責任者の氏名等の必要事項を所定の用紙に記載し、連盟費（年会費）を添えて所属支部に申し込むこと。新規支部設立の場合は連盟事務局に申請すること。

(資格取得)

第 7 条 前条の手続を経て、申込まれた団体は、支部理事会の承認を得て加盟することができる。
(加盟団体のOB等含む)

(脱会)

第 8 条 この連盟を脱会するときは、脱会届を所属支部に提出する。

(資格の喪失)

第 9 条 団体は、この連盟を脱会したときは、その資格を失う。

第4章 団体の権利・義務

(選挙権と被選挙権)

第 10 条 団体（以下、この章において団体に所属する会員個人を含む。）は、この規約の定めにより、選挙権及び被選挙権を持つ。

(発言及び閲覧等の権利)

第 11 条 団体は、連盟の活動に参加し、諸会議に出席して発言することができるとともに、会計その他の帳簿の閲覧及び理事会に説明を要求することができる。

(利益を受ける権利)

第 12 条 団体は、加盟諸施設などの利用ができる。

(役員解任請求の権利)

第 13 条 団体は、役員の罷免及び機関に対する不信任を発議できる。

(懲罰に対する弁訴)

第 14 条 団体には、懲罰処分に対して、十分な弁訴の機会を与える。

(規約等を守る義務)

第 15 条 団体は、この規約を守り、連盟の決定に違反してはならない。

(連盟活動に対する協力)

第 16 条 団体は、連盟の諸活動に進んで協力し、連盟の健全な発展に努めなければならない。

(会費等納入の義務)

第 17 条 団体は、定められた年会費及び臨時賦課金を納めなければならない。

(役員就任の義務)

第 18 条 団体は、役員その他連盟の決定により選ばれたときは正当な理由なく就任を拒んではならない。

第5章 役員

(役員の種類及び定数)

第 19 条 この連盟に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 3名以内
- (3) 常任理事 10名以内
- (4) 理事 30名以内
- (5) 監事 3名以内
- (6) 事務局長 1名
- (7) 事務局次長 2名

(理事の選出方法)

第20条 理事は、各ブロックから推薦され、総会において、その選出すべき人数を定め代議員によって選出される。

(理事の職務)

第21条 理事は、理事会に出席し、連盟業務の執行にあたりとともに、会議で必要事項を審議決定する。

2、会議の決定事項等は速やかに担当ブロックの支部に報告する。

3、支部からの意見要望等は理事会に報告する。

(理事長の選出方法及び職務)

第22条 理事長は、理事の互選により選出し、この連盟を代表するとともに理事会を代表し、業務の執行、財産の管理、その他連盟に関する一切の責任を負う。

(副理事長の選出方法及び職務)

第23条 副理事長は、理事の互選により選出し、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠員となったときは、その職務を代行する。

(常任理事の選出方法及び職務)

第24条 常任理事は、理事の互選により選出し、常任理事会に出席し、業務の執行にあたりとともに重要事項を審議決定する。

(監事の選出方法)

第25条 監事は、総会において代議員によって選出される。

(監事の職務)

第26条 監事は、連盟の会計を監査するとともに、必要と認めたときは、いつでもその結果を公表できる。又、総会の決議事項実施の監視を行う。

(事務局長及び事務局次長の選出方法とその職務)

第27条 事務局長は理事の中から、事務局次長は理事又は会員の中から理事会にて選出し、理事長が委嘱する。その職務については、第6章に定める。

(役員の任期)

第28条 役員の任期は、1月1日より翌年の12月31日までの2年間とする。

ただし、再選を妨げない。任期終了後であっても、次の役員が選出されるまでは、その責に任ずる。任期の途中で就任した役員の任期は、旧役員の残任期間とする。

2、理事長・副理事長・事務局長が退任した場合は次年度以降の理事候補の資格を失う。

ただし、ブロック等で理事の継続が必要とされた場合はその限りでない。

(役員の辞任)

第29条 役員は、その任期中に辞任する場合は次による。

(1) 会員登録を抹消、若しくは登録をしなかったとき。

(2) 辞任の理由を示し、辞任届を理事長に提出し、その承認を受けたとき。

但し、理事長は、次の総会に報告しなければならない。

(役員の補充)(会長及び顧問)

第30条 役員等の補充には次による。

- (1) 前条により、役員に欠員を生じたときは、必要に応じて常任理事会の議を経て、補充する。ただし、常任理事会は、その処置について次の総会に報告する。
- (2) 会長及び顧問は必要に応じて理事長が委嘱する。ただし、会長及び顧問は連盟役員に含めない。

第6章 事務局

(事務局)

第31条 事務局は、事業の円滑な運営を図る。

(事務局長及び事務局次長の職務)

第32条 事務局長は、理事長の指示により連盟事務の執行を統括する。また、常任理事会、理事会に出席する。

- 2、事務局次長は、事務局長の指示により必要業務に従事する。

(事務局員の委嘱及び職務)

第33条 事務局員は、事務局長の意向を勘案して、理事長が委嘱する。

- 2、事務局員は、事務局長の指示により連盟運営に関する業務に従事する。

(事務局の業務)

第34条 事務局は、次のことを行う。

- (1) 連盟の主催、主管する競技会の開催に関する業務
- (2) 諸会議の準備、連絡等の業務及び議事録の作成等に関する業務
- (3) 会議における成立要件の確認とその報告
- (4) 庶務(支部会員に対する連絡、記録の集計、保管)
- (5) 会計
- (6) 会員名簿の整理、公認証の発行、褒賞の受付
- (7) ボウリング他団体との連絡事務
- (8) 連盟規約の改廃の検討に関する業務
- (9) その他、前各号に準ずる必要な業務

第7章 機関

(機関)

第35条 この連盟に、次の機関を設ける。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任理事会
- (4) 専門委員会
- (5) 三役会

(総会)

第36条 総会は、連盟の最高決議機関であり、定時総会と臨時総会がある。

(定時総会)

第37条 定時総会は、毎年1回、3月に開催する。

2、開催内容については、第44条の全般のうち必要事項について審議する。

3、定時総会は書面決議及びオンラインで行うことができる。

(臨時総会)

第38条 理事長は、次の各号に該当する時は、臨時総会を招集しなければならない。

(1) 定時総会において、臨時総会の開催を必要と認めたとき。

(2) 常任理事会が必要と認めたとき。

(3) 3分の1以上の支部から要求があったとき。

(4) 本規約第61条または第62条の提議があったとき。

ただし、3項、4項については、総会開催日の1ヶ月前に各支部に公示しなければならない。

(5) 臨時総会は書面決議及びオンラインで行うことができる。

(総会の招集)

第39条 総会は、理事長が招集し、総会に付議する議案は、総会開催日の20日前に支部に公示しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(代議員)

第40条 代議員は、総会の都度各支部より1名選出する。

(総会の構成及び成立)

第41条 総会は、代議員及び理事で構成し、その成立は、委任状により出席を含め、代議員総数の3分の2以上の出席を必要とする。役員は、代議員となることができない。

(総会の議長)

第42条 総会の議長は理事長とし、不在の場合は副理事長が代行する。

議長は、総会を代表するとともに総会の議事運営に関し一切の責任を負う。

(定時総会・臨時総会の決議)

第43条 総会の決議は、代議員によって行い、別に定めるほか、その出席代議員の過半数によりこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

2、書面決議は書面の過半数によりこれを決し、可否同数のとき議長がこれを決する。

① 反対の場合は必ず理由を記載する。

② 代議員からの書面決議書の未提出または白票は意義が無いものとし、賛成とみなす。

(総会付議事項)

第44条 総会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 事業報告の承認

(2) 決算の承認(3月)

- (3) 事業方針の審議（活動方針と事業計画の審議）
- (4) 予算の審議
- (5) 役員の選任（改選前年度の10月に臨時総会を開催し各ブロックで推薦された候補者から承認を得る。）
- (6) 規約の決定と改定
- (7) 機関に対する不信任の審議決定
- (8) その他、前各号に準じ、総会の審議が必要であると認めた事項
（常任理事会）

第45条 常任理事会は、連盟の執行機関として、又は理事会の招集が緊急等の理由で困難なときは理事長が随時召集し、理事会に代わり審議をして決定する。

（理事会）

第46条 理事会は、連盟の執行機関であり、総会の決定事項に基づき、諸般の業務の執行にあたる。

（理事会の開催）

第47条 理事会は、理事長が招集し、原則として年3回開催する。（3月、7月、10月）

（理事会の議長）

第48条 理事会の議長は、理事長がつとめる。

（理事会の構成及び成立）

第49条 理事会は、監事を除く役員で構成しその成立は構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

（理事会の決議）

第50条 理事会は、出席構成員の過半数によりこれを決する。

ただし、特に定めのある条項についてはこの限りでない。

（理事会付議事項）

第51条 理事会は、次に掲げる事項を審議し、その結果を総会に報告し、承認を得るものとする。

- (1) 総会の議案に関する事項
- (2) 総会の決議に関する事項
- (3) 連盟の運営に関する事項
- (4) 事務局の運営に関する事項
- (5) 競技会の実施に関する事項
- (6) その他、前各号準じて、理事長が必要と認めた事項
（三役会・専門委員会）

第52条 三役会・専門委員会は理事長の諮問機関とし、三役会は理事長、委員会は委員長の招集により開催し、審議事項を理事会に報告する。

専門委員長は理事の内より理事長が委嘱する。

委員は理事または会員より委員長が委嘱し、理事長の承認を得るものとする。

連盟の事業遂行のために必要があるときは、理事会の議決に基づき、次に規定する専門委員会以外の専門委員会を一時的に設置することができる。

- (1) 三役会
 - ア. 三役会の構成は、理事長、副理事長、事務局長
 - イ. 三役会は、専門的な立場から特別の事項を調査・審議する合議制に関する事
 - ウ. 三役会は、連盟の規約・組織・運営・活動・企画等の問題課題の改善策を立案し、理事会で諮る
- (2) 組織委員会
 - ア. 支部及び都道府県連合の活動の指導に関する事
 - イ. 連盟の組織拡大に関する事
 - ウ. その他、理事長の諮問を受けた事項に関する事
- (3) 事業委員会
 - ア. 連盟競技会の企画立案及び運営に関する事
 - イ. 競技会を主管する支部に対する指導に関する事
 - ウ. その他、理事長の諮問を受けた事項に関する事
- (4) 競技委員会
 - ア. 連盟主催大会の競技を監督すること
 - イ. 競技委員制度の実施に伴う競技委員の指導養成に関する事
 - ウ. ボール検査員名簿の整理保管に関する事
 - エ. 競技会規定及び競技委員規定の改廃の検討に関する事
 - オ. その他、理事長の諮問を受けた事項に関する事
- (5) 記録委員会
 - ア. 連盟、都道府県連合、支部競技会の公認に関する事
 - イ. 公認競技会の記録管理に関する事
 - ウ. その他理事長の諮問を受けた事項に関する事
- (6) 広報委員会
 - ア. A B B F ニュースの作成と発送に関する事。
 - イ. 関係機関への連盟主催大会の結果並びに活動状況の通知に関する事
 - ウ. その他、理事長の諮問を受けた事項に関する事
- (7) I T 委員会
 - ア. 連盟におけるインターネット等を活用した情報技術の推進に関する事
 - イ. 連盟ホームページの管理に関する事
 - ウ. その他、理事長の諮問を受けた事項に関する事

第8章 会 計

会計の定義)

第53条 この規約で会計とは、連盟に関する収支及び財産の管理をいう。

(経費)

第54条 この連盟の経費は、連盟費（年会費）、臨時賦課金及び寄付金をもってこれに充てる。
寄付金の受領については理事会の承認を必要とする。

(連盟費の決定)

第55条 連盟費及び臨時賦課金の額については、総会で決める。

ただし、緊急等の理由でやむを得ないときは、理事会で議決することができる。緊急決定した場合は、その処置について、次の総会に報告し承認を得るものとする。

(事業収入)

第56条 第54条にかかわらず、連盟主催の競技会、あるいはボウリング用品の斡旋、販売による収益などは、連盟の経費に繰入れる。

(会計年度)

第57条 連盟の会計年度は、年1期とし、毎年1月1日に始まり12月31日で終わる。

(会計決算報告)

第58条 事務局長は、会計年度末に会計報告書を作成し、監事の監査報告書を添え、理事会に提出し総会の承認を得なければならない。

第9章 賞罰・罷免等

(表彰)

第59条 連盟に特に貢献のあった支部、団体又は個人を総会の決議により表彰することができる。

(懲罰)

第60条 連盟は、次のいずれかに該当した支部、団体又は個人を理事会の決議により懲罰に付することができる。

- (1) 連盟の規約または決議に対して故意に違反したとき。
- (2) 連盟の統制を著しく乱すような行為があったとき。
- (3) 連盟の名誉を失墜させたとき。
- (4) 数回にわたって業務を怠ったとき。
- (5) 連盟及び会員に対し誹謗中傷的な発言や文章で不行跡と判断したとき。

この条の決議は、監事を除く役員総数3分の2以上の賛成を必要とする。

(懲罰の種類)

第61条 懲罰とは、下記の処分とする。

1. 戒告（厳重注意）
2. 譴責（厳重注意に始末書を提出させる）
3. 大会等の出席停止
4. 除名勧告
5. 除名

(機関の不信任)

第62条 3分の1以上の支部の賛成を得て、理事会不信任の提議があったときは、総会において審議決定する。

(役員の不信任)

第63条 3分の1以上の支部の賛成を得て、役員罷免の提議があつたときは総会において審議決定する。

第10章 競 技

(競技規定)

第64条 競技の規定に関しては別に定める。

第11章 競技委員

(競技委員規定)

第65条 競技委員の規定に関しては別に定める。

第12章 付 則

(改廃)

第66条 この規約は、総会において出席代議員の3分の2以上の賛成で改廃することができる。

(実施期日)

第67条 この規約は昭和49年5月12日より実施する。

昭和56年 3月22日一部改正

昭和62年 3月 8日一部改正

平成 4年 3月22日一部改正

平成10年 3月 7日一部改正

平成11年11月 4日一部改正

平成16年10月10日一部改正

平成18年 3月11日一部改正

平成19年 3月10日一部改正

平成19年10月28日一部改正

平成21年10月24日一部改正

2025年 3月 1日一部改正